

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和3年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき保健指導、がん検診等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 健康手帳の交付 ○ 健康教育 ○ 健康相談 ○ 訪問指導 ○ 歯周疾患検診 ○ 骨粗鬆症検診 ○ 肝炎ウイルス検診 ○ 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ○ 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ○ がん検診
③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の76の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 成人保健係 住 所: 〒243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2201

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①所属長	市民健康部健康づくり課長 大貫 美香	健康づくり課長 渡辺 賢子	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部文書法制課情報公関係	総務部行政総務課情報公関係	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民健康部健康づくり課	厚木市 市民健康部 健康づくり課 成人保健係 住 所：〒243-0018厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号：046-225-2201	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①所属長	市民健康部健康づくり課長 渡辺 賢子	健康づくり課長 大塚 由絵	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 大塚 由絵	健康づくり課長	事後	基礎項目評価書の改正による様式変更
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	委託する 特に力を入れている	事後	
令和3年11月8日	IV リスク対策 8 監査実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年11月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和3年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年11月8日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和3年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月8日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)	接続しない(入手) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [特に力を入れている]	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更